

役員に対する報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鶴鳴学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第11条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいう。
- ② 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- ③ 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- ④ 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- ⑤ 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- ① 常勤の役員 報酬、退職慰労金
- ② 非常勤の役員 報酬 退職慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- ① 報酬総額（年額） 別表第1に定める額
 - ② 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 常勤の役員に対する報酬は、理事会で決定された報酬総額（年額）を12で除し、その額を毎月支給する。
- 3 退職慰労金については、就任日の属する月から退任、辞任又は死亡の日の属する月までの月数を12で除した数字（小数点以下第2位を四捨五入）と別表第2の（2）の金額を乗じて得た金額とする。
- 4 別に定められた退職金制度がある場合で、役員時に退職金財団負担金が支出された実績があるときは、退職金財団から役員就任期間に相当する金額として交付された金額と前項の額は重複して支給しない。
- 5 非常勤の役員に対する報酬及び退職慰労金の額は別表第3，別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- ① 報酬 毎月23日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、23日より前の営業日に支給するものとする。)
- ② 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

- ① 報酬 理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。
- ② 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合、その端数金額が50銭未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬総額）

役職名	報酬総額上限
理事長	年額 15,000,000円
常務理事	年額 10,000,000円

注) 所定福利費のうち法人負担分及び退職金財団負担金は上記に含めない。

別表第2（常勤の役員の退職慰労金算定）

(1) 算定期間

1年あたりで算定

(2) 退職金額

①理事長 2,000,000円

②理事 1,000,000円

③監事 1,000,000円

(3) 退職慰労金の算定方法

在任年数×上記退職金額を上限とし、貢献度を考慮のうえ決定する。

別表第3（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日額
理事会への出席	30,000円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000円

注) 上記金額は、所得税及び復興特別所得税控除後の金額

(2) 監事

	日額
監事監査、理事会への出席	30,000円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000円

注) 上記金額は、所得税及び復興特別所得税控除後の金額

別表第4（非常勤の役員の退職慰労金算定）

(1) 算定方法

退職慰労金 5万円×任期数(1期2年として算定)

(2) 退職慰労金額上限

500,000円